

南信地域町村交通災害共済に 加入しませんか？

毎日どこかで起きているという交通事故・・・いつ、その災難があなたやご家族の身に降りかかるか分かりません。万が一自動車事故などの交通災害に遭われたときに、皆さんと町村が一体となって助け合うことを目的としたのがこの共済制度です。

ご家族の安心のためにも世帯全員が加入されますようおすすめします。

◆対象となる方：箕輪町に住民登録されている方 または、自宅を離れて学校等に在学している被扶養者も加入できます。

◆掛金：1人あたり年間200円（共済期間4月～翌年3月末）

3月上旬に全世帯に加入申込書を送付します。

～中学生以下の方の掛金を町が負担します～

子育て支援の一環として、町内の中学生以下の子どもの掛金について、1年間の掛金200円を町負担としております。

これにより対象の方は、お申込み・掛金の支払い不要で本共済にご加入いただけます。

※対象は、令和5年2月1日時点で平成20年4月2日以降に生まれた方

（同封した加入申込書の「加入希望」欄に「町負担」と記載がある方）です。

※対象以外の方が加入する場合は、お申込み・掛金の支払いが必要です。

※中学生以下（対象児童・生徒）のみの加入は、お申込みの必要はありません。

～ **この機会にご家族の方もぜひご加入ください** ～

◎見舞金の対象となる事故

国内の公道上で、車両同士、車両対対物、人対車両、車両単独の自損事故により死亡、ケガ、後遺障害になられたとき（ただし、入院日数が2日以上または通院3日以上）事故の内容によって見舞金が支払われます。

自転車の単独事故によりケガをしたときも、対象になります。（ただし、入院日数が2日以上または通院3日以上）

×対象とならない事故

自殺、故意、飲酒運転、無免許運転、航空機、船舶は対象になりません。

※ 詳しい事例は裏面をご覧ください。



見舞金給付交通事故事例

事例 1

トラクター等、乗用できる農耕作業用自動車など小型特殊自動車で道路を運行中に生じた事故。 → **給付の対象となります。**

事例 2

自転車を運転走行中に、自転車と共に転倒、または道路外へ転落し死傷した事故。

→ **給付の対象となります。**

※ 自転車の単独事故によりケガをした場合も 対象となります。

事例 3

バイクを運転中、一時停止をするために片足をつこうとして滑り、転倒して負傷した事故。 → **給付の対象となります。**

事例 4

バスまたは電車等に乗車中、急停止や急ブレーキなどにより、車内で転倒して負傷した事故。 → **給付の対象となります。**

事例 5

道路を走行中の車両から積荷が落ち、歩行者が負傷した事故。 → **給付の対象となります。**

途中からでも入れますか？

入れます！！

その場合は、一人あたり
「月数×20円」の掛金です。

事故に遭われてしまったときには・・・

自動車安全運転センターの交通事故
証明書と医師の診断書を添えて、事故
の日から1年以内に役場総務課へ
請求してください。



令和3年度 箕輪町では17人の方に総額115万円が見舞金として給付されました。

1 申込み期限 令和5年3月31日（金）まで

期限後もご加入いただけます。期限後に加入を希望される場合は
共済期間及び掛金が変わります。

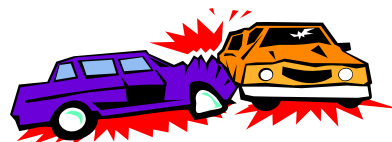
掛け金は、（加入月数×1ヶ月あたり20円）になります。

2 取扱窓口

令和5年3月1日（水）～3月31日（金）まで（土日・祝日を除く）

◆町内金融機関（午前9時～午後3時）

- ・八十二銀行 箕輪支店
- ・アルプス中央信用金庫 箕輪支店・いほく支店
- ・長野銀行 箕輪支店
- ・上伊那農業協同組合 箕輪町支所
- ・長野県労働金庫 伊北出張所
- ・長野県信用組合 箕輪支店



◆箕輪町役場 会計課（午前8時30分～午後5時）

令和5年4月1日以降（土日・祝日を除く）

◆箕輪町役場 会計課（午前8時30分～午後5時）

* 令和5年4月1日以降は、町内金融機関でのお取り扱いができませんので、
役場 会計課（取扱時間：平日午前8時30分～午後5時）で掛金を納めて
いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

南信地域町村交通災害共済事務局（箕輪町役場総務課内）

電話0265-79-3144